

平成30年3月定例教育委員会会議録

平成30年2月27日 定例熊谷市教育委員会を教育委員会室に招集する。

- 出席者
野原 晃、本塚 雄一郎、西山 富由紀、加藤 道子、齋藤 洪太
- 出席事務局
教育次長 正田 知久
教育総務課長 鯨井 敏朗
学校教育課長 中谷 樹
社会教育課長 鶴田 敏男
社会教育課文化財保護・
市史編さん担当副参事 吉野 健
中央公民館長 森田 安彦
文化センター所長 田中 博
教育総務課副課長 丸山 浩子
教育総務課主幹 増田 彩子

13時30分 定例教育委員会開会

- 教育長** 平成30年3月定例熊谷市教育委員会を開会します。
本日の会議の会議録署名人は、西山委員にお願いいたします。
前回、2月定例教育委員会会議録について、よろしければ御承認いただきたいと存じます。
(異議なし)
- 教育長** 異議なしと認め、2月定例会の会議録は、承認をいただきました。
議事の非公開について、お諮りいたします。議案第11号と追加議案の第12号は、人事等に関する案件ですので、非公開とし、日程第3終了後、関係者のみで行いたいと存じますが、よろしいですか。
(異議なし)
- 教育長** ただいまの件については、そのように取り扱います。
- 日程第1(報告第3-1号) 寄附申出について**
- 教育長** 事務局の説明をお願いします。
- 教育総務課長** ふるさと納税「熊谷教育の推進のため」として、2件、4万円の寄附申出が、また学校給食のために活用して欲しいとのことで、10万円の寄付申出がありました。
- 教育長** よろしいですか。

(質疑なし)

日程第1(報告第3-2号) 3月教育委員会行事予定について

○**教育長** 事務局の説明をお願いします。

○**教育総務課長** 明日28日は市議会3月定例会の開会日です。3月定例会における教育委員会関連の議案の概要については、次の報告3-3で説明いたします。

○**学校教育課長** 本日配布資料に、小中学校卒業式の参列者名簿がありますので御確認をお願いします。

○**教育長** よろしいですか。

(質疑なし)

日程第1(報告第3-3号) 平成30年度教育関係予算主要事業について

○**教育長** 事務局の説明をお願いします。

○**教育総務課長** 3月市議会提出資料の平成30年度予算主要事業一覧表から、教育委員会所管分を抜粋した資料を御覧ください。新規事業を中心に御説明いたします。

ラグビーワールドカップ2019記念給食事業は、大会開催の関心を高めるため、市内小中学校の学校給食において、ラグビーと関連した献立として、ラグビーボールの形をしたパンを提供するものです。

なお、学校給食の通常の予算の中でも、熊谷で開催される試合の出場国にちなんだ献立を考えています。

「総合戦略」英語教育推進事業は、小中学校における英語教育の充実と国際感覚を養うため、引き続き英語指導助手を年間を通して配置するとともに、平成30年度から、全中学生を対象に、タブレット端末を活用した「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能スコア型英語テストGTECを導入し、生徒の英語力の向上を図るものです。

校務支援システム導入事業は、新規事業でございますが、全小中学校にICTを活用した校務支援システムを導入し、教員の校務作業における負担軽減を図るものです。出欠情報等の管理、通知票等の成績管理、健康診断票等の保健管理などの校務作業をこのシステムで行うものです。

小学校教師用教科書等購入事業は、平成30年度から教科となる小学校の道徳の教師用教科書、指導用書籍及び準拠教材を購入するものです。

校舎大規模改造事業は、老朽化した校舎の外壁改修、屋上防水工事等を計画的に実施するもので、平成30年度は、石原小学校、大麻生小学校及び熊谷東中学校の一部の校舎について、工事を行います。

小中学校のトイレ整備事業は、トイレの洋式化等の改修工事を計画的に実施する

もので、熊谷西小学校、熊谷南小学校、吉岡小学校、三尻小学校、奈良小学校、籠原小学校、大原中学校、三尻中学校及び大里中学校の計9校の工事を行います。

国史跡指定記念「幡羅官衙遺跡群」特別展開催事業は、2月13日付けで指定された幡羅官衙遺跡群の西別府祭祀遺跡ほかの出土品展示やガイドマップ作成を通じて、史跡の重要性や希少性を市民等に広く紹介し、保存・活用を図るものです。

なお、学校教育関係の新規事業につきましては、本日開催予定の総合教育会議でも説明予定です。

主要事業の説明は以上でございますが、引き続き、3月市議会定例会における教育委員会関連の議案の概要について説明いたします。「3月定例会における教育委員会関連の議案の概要について」の資料を御覧ください。

一般議案は1件のみでございますが、「熊谷市公民館条例の一部を改正する条例」は、1月の定例教育委員会で御承認いただきました鎌倉町公民館を廃止するものです。

一般会計当初予算案については、先ほどの主要事業で御説明させていただきました。

補正予算案ですが、3件の歳入を計上しております。「魅力ある学校づくり調査研究事業委託金」は、同事業に対する県からの委託金です。なお、同事業に係る本年度の経費につきましては、既定予算の中で対応しております。「熊谷教育推進寄附金」は、ふるさと熊谷応援寄附として熊谷教育推進のためにいただいた寄附金です。「図書館寄附金」は、1月の定例教育委員会で報告いたしました寄附金です。

専決処分報告ですが、小学校の校庭でのボール投げの指導中に、子どもの投げたボールが校外に飛び出し、市道を走行中の車両の屋根に当たり損傷させたことによる、自動車修理費及び代車費用を賠償し和解したものです。

○本塚委員 こういう不測の損害を与えた時の自分自身を守る保険には加入していないのですか。

○教育次長 全国市長会の学校災害賠償補償保険に加入しています。

○本塚委員 補正予算を組むのですか。

○教育次長 以前はそうでしたが、今は、保険会社から直接支払われます。これは損害賠償の和解ですので、本来は市議会の案件となりますが、損害賠償額が100万円以下の場合、市長専決で行い、直近の市議会で報告することになっています。

○本塚委員 校務支援システムですが、先日の市町村教育委員研究協議会研修会での資料の中に、「働き方改革の緊急対策について」という文科省の通知に「教師の勤務時間の管理を徹底する。」という方策が示されているのですが、それに関連していますか。

○学校教育課長 関連しています。出退勤管理のオプションを盛り込んだシステムにするかは、予算との兼ね合いがあります。

○本塚委員 通知の直後で対応が早いと思います。国費の投入はあるのですか。随分と、安くできるのですね。

○教育次長 市費です。予算計上しているのは、単年のリース料で、5年間の総額は1億500万ほどかかります。

日程第1（報告第3－4号）歴史資料の寄託について

○社会教育課文化財保護・市史編さん担当副参事

寄託された資料は、『延慶本 平家物語』等で、元暦元年に熊谷直実が平敦盛の父・経盛に送った「熊谷送状」の写しです。

一ノ谷の戦いで、平敦盛を討った直実は、この送状を添えて敦盛の首を経盛に送ったとされていまして、この送状が、直実を出自にもつ岩手県一関市千厩町の千厩熊谷家に代々伝わってきたことは、熊谷氏における直実伝承の継承を考える上でも重要であると評価されます。

寄託期間は、「熊谷市教育委員会に対する熊谷市史編さん資料等の寄託に関する取扱要綱」第5条第1項の規定に基づきますと5か年ですが、年度途中の寄託でありますことから、同条の規定に基づき、平成30年2月1日から平成34年3月31日までの5か年2か月です。

また、同条の規定に基づき、特に返還の請求がない場合は、寄託期間を更新します。今回、寄託されました資料は、寄託者の承諾を得て、熊谷にゆかりのある熊谷直実に関する資料として、市史編さん事業を進めるに当たっての参考資料として活用してまいりたいと考えております。

○教育長 寄託を受ける5年の間に活用をお願いします。

日程第2（議案第7号）熊谷市立幼稚園保育料減免に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長 熊谷市立幼稚園の保育料は、年額70,800円と定められておりますが、現行では生活保護世帯及び市民税所得割額が非課税の世帯の保護者負担軽減のため、規則によりその全額を減免しております。

今回、平成30年度の特定教育・保育施設等の利用者負担上限基準額の改定に伴い、国が示した上限額以下になるように、生活保護世帯及び市民税非課税世帯以外についても保育料の年額を70,800円以下とする必要が生じました。

そのため、規則第2条を改正し、減免の対象を拡げることとするものです。対象者及び減免額については、別表のとおりです。

備考については、別表中の用語の定義を記載しております。

附則については、この改正規則の施行日及び改正に伴う経過措置について記載さ

せていただくものです。

○教育長 よろしいですか。

(異議なし)

○教育長 本案は原案のとおり可決します。

日程第2（議案第8号）熊谷市教育委員会公用マイクロバス運行規程を廃止する訓令について

○教育総務課長 熊谷市では、各課の事業等におけるマイクロバスの使用に当たっては、市長部局又は教育委員会部局の運行規程に基づき執行しておりますが、平成30年度から、市長部局を所管する庶務課の一括執行と変更することに伴い、熊谷市教育委員会公用マイクロバス運行規程を廃止するものでございます。

○教育長 いかがですか。

(異議なし)

○教育長 本案は原案のとおり可決します。

日程第2（議案第9号）熊谷市立教育研究所条例施行規則の一部を改正する規則について

○学校教育課長 熊谷市立教育研究所には、所長、部長及び指導主事と必要に応じて他の職員を配置しています。現行では、学校教育課長が所長を兼務し、指導主事が研究部長、研修部長、教育相談部長を兼務しています。指導主事は副課長級であること、各部長以外の正規職員の配置もないことから、職階を明確にするために、研究部、研修部、教育相談部並びに各部長という職名を廃止したいと考えています。今まで〇〇部長兼指導主事となっていたものを、指導主事に改めます。御審議をお願いいたします。

○西山委員 これまでと指導主事の担当する仕事の内容に変更はありますか。

○学校教育課長 新旧対照表で、現行の（組織）第2条、（分掌事務）第3条を削除し、改正案では、（職務）第3条2項に、指導主事は、所長の命を受け次に掲げる事務を処理するとして、次の各号により、その事務を記載しています。その事務については、変更はありません。

○教育長 よろしいですか。

(異議なし)

○教育長 本案は原案のとおり可決します。

日程第2（議案第10号）熊谷市教育振興基本計画（案）について

○学校教育課長 熊谷市では、平成30年度から39年度のまちづくりの方向性を定める「第2次熊谷市総合振興計画」の策定を進めていて、これに基づき熊谷市教

育委員会では、平成30年度から34年度までの5年間の中期的な熊谷教育の指針と施策を「熊谷市教育振興基本計画」として定めます。また、計画の策定については、教育基本法第17条で、地方公共団体の努力義務として定められています。

続いて、「熊谷市教育振興基本計画」の内容です。6つの項目からの構成されています。

1つ目は「熊谷教育の指針と施策」です。ここには、施策の趣旨や『熊谷市では、学校・家庭・地域が一体となって知・徳・体のバランスのとれた力』を育成していきます。」という熊谷教育の指針が書かれています。

2つ目は「学力向上」の取組です。ここでは、「ラウンドシステムの考え方」「教科横断的な学びの充実で、汎用的な能力の育成」「くまなびスクール」という、取組の中心となる3つを取り上げました。

3つ目は「生徒指導體制の充実」です。これは、熊谷市の「いじめ対策緊急マニュアル」を参考にしたもので「昔から、『子どもは大人の言ったようにはやらない。大人のやったようにやる』と言われます。『いじめ防止』も大人が手本となって進めるべきです。」というメッセージを冒頭の部分から強く発信しています。まさに「学校・家庭・地域」が一体となって子どもに寄り添っていこうというものです。

4つ目は、「防災教育の推進」です。学校における防災教育は、安全教育の一環として行われるものです。防災教育で目指している「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ということは「生きる力を育む」とことと密接に関連しています。その趣旨を活かすとともに、児童生徒の発達段階に応じ、学校・家庭・地域が一体となった「防災教育」を推進します。

5つ目は、「コミュニティ・スクールの取組」です。熊谷市ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入します。学校と地域住民・保護者が力を合わせ、地域総掛かりで学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」を目指します。

6つ目は、これは「第2次熊谷市総合振興計画」から抜粋したものになります。教育委員会の各課における重点施策、単位施策、具体的な取組、成果指標、現状値、5年後目指そう値の表になります。

熊谷市教育振興基本計画は、5年間の熊谷の教育を形作る重要な計画ですので、市費の予算で毎年1,000部ずつ印刷をし、市内の教職員全員への配布をします。

○教育長 「熊谷教育の指針と施策」のページを受け、次ページ以降へ展開していきます。スポットとして、取組を紹介していくという形にしました。

○本塚委員 熊谷市では、規程、要綱、マニュアル、ガイドラインと細かくなっていくに従い、関わってくる職員、組織が、権限によって違いますか。例えば、規則は、教育委員会の議決を経て決定されますが、ガイドラインは実務マニュアルとして、職員がどんどん変えていくというようにです。

○教育長 教育委員会に諮るか諮らないかということですか。

○本塚委員 それも含まれます。なぜかといいますと、上位のものではないと判断され、例えば、ガイドラインだから、理事会の決定は不必要だというように簡単に処理されることがあります。しかし、そのように決定されているものの中に、実は重要なものがあったりして、後で、驚くということがあります。

例えば、上位の規程の中に、「なお、詳細については、〇〇ガイドラインに定める。」などと記載されていたりしても、そのガイドラインは見たことがないというのは、その規程を見たことがないのと同じです。

○教育次長 条例は市議会に諮り、教育委員会規則、告示、訓令は、教育委員会で諮っています。要綱や規程には、告示するものもあれば、そうでないものもあります。例規類集に載るものは、公表を要するもので、それ以外のガイドラインや決裁による要綱というものが、各課に存在し、実務を行っています。

○教育長 教育総務課長、整理をお願いします。

○教育総務課長 条例は市議会に諮り、規則は執行機関の長限りで決められますが、その下の要綱、規程は、形としては、各執行機関で決めますが、決裁に当たっては、その権限は、軽易なものについては、部長までとなっています。最近は、確かに、本塚先生のおっしゃるとおり様々なものがあります。教育委員会の例規、決まり事は、教育委員会で定めるとなっていますが、教育委員会で諮っているものと、事務レベルで決裁で決められているものがあるって、全てを把握していない部分がありますので、整理していきたいと思います。

○教育長 熊谷市教育振興基本計画（案）は、この後の総合教育会議には、口頭で説明するのですか。

○学校教育課長 そうです。

○教育次長 最終的には、ホームページに載せます。

○教育長 よろしいですか。

（異議なし）

○教育長 本案は原案のとおり可決します。

日程第3（その他）生徒指導・教育相談等に関する会議の運営指針（案）について

○学校教育課長 学校教育課が、庶務課等と相談しながら、作成している最中のものです。個人情報保護条例に照らし合わせると、共有する情報の内容について、修正が必要ということです。しかしながら、いじめ・非行防止ネットワーク会議が、情報を出さない会議となってしまうと、会議自体が意味のないものになってしまいますので、時間をもう少しかけて検討していきます。いじめ・非行防止ネットワーク会議のみならず、他の生徒指導、教育相談に関わるような会議においてもこの運営指針を適用していきたいと考えています。

作成後には、熊谷市情報公開・個人情報保護審議会で審議していただき、その後、

総合教育会議で内容を報告する予定です。

○本塚委員 個人情報保護条例の中に、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があると認める時は、外部提供できるとなっています。公益上必要があると認めるときの具体事例とは、どんなものがあるのかという議論を深める必要があるのではないのでしょうか。

○加藤委員 例えば、氏名はイニシャルとありますが、地元の人には誰のことだかはわかります。少年A、少年Bなどの方がよいかと思います。

○西山委員 配布資料がイニシャルで、口頭では実名を言うということですか。

○学校教育課長 資料は回収しますが、実名を発言するのであれば、記憶として残りますので、そこは問題があると思います。

○加藤委員 かといって、少年A、少年Bでは、実効性のない会議となってしまいます。

○教育長 それでは、会議そのものの存在意義がなくなってしまいます。

お読みいただき、御意見がありましたら、学校教育課長にお話してください。

日程第3（その他）平成29年度新体力テスト 熊谷市の結果について

○学校教育課長 上の表は、本市の児童生徒の体力合計点を、全国平均、埼玉県平均、福井県平均、茨城県平均と比較したものです。

網掛けが入った行が本市のスコアですが、小学5年生男女、中学2年生女子は、全国1位の福井県を上回っています。また、中学2年生男子は、1位福井県と2位茨城県の間にあります。この点において、本市の小中学生の体力は、極めて日本一に近いものと考えております。

なお、中学校についても優秀な成績であります。やや持久走・握力が課題となっておりますので、改善策を講じ、今後も「知・徳・体のバランスの取れた学力」における「体」におきましても、「日本一」を更に高めるべく取り組んでまいります。

日程第3（その他）公益財団法人熊谷市文化振興財団の平成30年度事業計画及び収支予算について

○社会教育課長 配布させていただいた公益財団法人熊谷市文化振興財団の平成30年度事業計画書及び収支予算書は、3月市議会定例会におきまして、地方自治法に基づき、報告し承認をいただくものと同様のものがございますので、御確認いただきたいと思います。なお、財団の理事会及び評議会で、既に、議決をいただいております。

日程第2（議案第11号）

（非公開）

